とあるのは「一・一八」と、「一・一六」とあるのは「一・一四」と、「一・一三」とあるのは「一・一一」と、「一・〇八」とあるのは「一・〇七」と、「一・〇六」とあるのは「一・〇五」と、「一・〇五」とあるのは「一・〇三」と、「一・〇二」とあるのは「一・〇一」とあるのは「一・九九」と、

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	〇・九九

とあるのは

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	〇・九七

と、「〇・九八」とあるのは「〇・九七」と、

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	一・〇〇

とあるのは

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九七
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	〇・九九

とする。

2　平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による介護料（平成二十二年八月以後の月分のものに限る。）の月額は、平成二十二年改正前船員保険法第四十六条第二項の厚生労働省令で定めた額に厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働省令で定める率は、当該得た額が常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮した額となるように定めるものとする。

3　平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による葬祭料の額は、平成二十二年改正前船員保険法第五十条ノ九第一項各号のいずれかに該当する日が平成二十二年八月一日以後であるときは、同条第二項第一号の規定により算定された額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

4　平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金（平成二十二年八月一日以後の分として支給されるものに限る。）の日額は、平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定により定められた金額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による基本手当の日額との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。

5　平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金（平成二十二年八月一日以後の分として支給されるものに限る。）に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ九第四項に規定する厚生労働大臣の定める額は、同項の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。